

《【参考】公共事業新規評価個別地区の評価について》

○ 新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）

○ 新規事業概要

- ・ 県営法人経営農地整備事業

○ 公共事業新規評価調書（整備系）

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公 ・ 単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要性・ 効果	実 施 環 境						
1	農地整備	産業活性化	農地中間管理機構 関連農地整備事業	音成・嘉瀬の浦地区	鹿島市		大字 音成	区画整理 A=12.9ha	A	A	A	I	591	公	R9	佐賀県総合計画2019や佐賀県「食」と「農」の振興計画2019の施策に掲げる『稼げる農業の確立』に対する取組に位置付けられている。	事業実施に関して地元要望が強く、受益者の歴史や事業計画が策定されていることにより新規評価を行った。
2	農地整備	産業活性化	県営法人経営農地 整備事業	大塚ヶ里地区	吉野ヶ里 町	旧東春振 村	大曲	農作業道 L=200m 農用地保全 (盛土) V=1,800㎡ 営農環境整備支援 N=一式 品質向上支援 N=一式	A	A	A	I	100	公	R5	佐賀県総合計画2019や佐賀県「食」と「農」の振興計画2019の施策に掲げる『稼げる農業の確立』に対する取組に位置付けられている。	法人の営農計画を実現するためには、スピーディな対応を持って基礎を整備する必要がある。そのため、関係者と調整を行った結果、事業実施に向けた体制を整ったため新規評価を行った。

県営法人経営農地整備事業

農林水産部 農地整備課

県営法人経営農地整備事業とは...

事業の目的

- 農家の高齢化等による担い手不足が進むなか、将来にわたり農業・農村を永続的に発展させていくためには、新たな担い手として、意欲ある農業法人を地域へ呼び込み、農業が地域の産業となる仕組みづくりが必要。
- 新たな担い手となる農業法人を地域に呼び込むためには、農業法人のニーズに適う集約農地の準備、農業法人とのマッチング、オーダーメイドの基盤整備が必要。
- 農業法人が参入し、地域に定着することで、農業産出額向上はもとより、耕作放棄地の抑制や新たな雇用の創出など裾野の広い産業への展開が期待。

(主な事業内容)

- ・ 区画整理
- ・ 農業用排水施設整備
- など

法人を呼込むイメージ

～農業に適した農地はあるのに担い手(作り手)が不足～

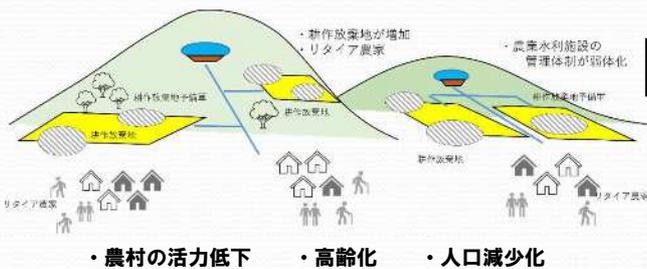
法人参入で農業が地域の産業となる仕組みを考える

【現状】
 社会情勢の変化・・・人口減少が加速化
 農業構造の変化・・・農家減少、高齢化、農家の二極化

解決策として
 ・地域へ担い手を呼び込む！(ターゲット：企業)



☆県によるサポート☆
 ・受入農地のリスト化（一定規模の集約できた団地を準備）
 ・必要に応じた簡易な条件整備（伐採、せまちだおしなど）



【法人への取材結果】
 ・まとまりのある農地があればすぐにでも入りたい
 ・法人が目指す経営目標によって施設規模が違う
 ・若手経営者はビジネス感覚で農業に取り組んでいる
 ・販路確保が重要

【法人参入の効果】
 法人が地域に参入することで、農業生産活動の活性化、耕作放棄地の抑制、雇用の創出など、すそ野の広い産業が創出され、地域への経済波及効果が見込まれる。

整備のイメージ

整備前



整備後



区画整理

- ・畦畔除去
- ・基盤切盛

農業用排水施設整備

- ・開水路整備
- ・パイプライン整備
- ・井戸設置

その他

- ・耕作用道路整備
- ・暗渠排水整備

など

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	農林水産部	記 入	農地整備課	課 長	江口 洋久
		責任者	東部農林事務所	所 長	藤 邦広

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	100 百万円
		県営法人経営 農地整備事業	大塚ヶ里		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
神埼郡吉野ヶ里町大曲			令和4年度	令和5年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>当地区は、イチゴとブルーベリー観光農園を行っており、12月から8月にかけて、収穫体験が行われている。</p> <p>しかし、開園時期のみの収益となっており、年間を通じた農業経営の安定化が課題となっている。</p> <p>このため、新たな品目導入による規模拡大など法人が目指す農業を実現するため、法人のニーズに合う基盤整備を実施し、稼げる農業を確立する。</p>			<p>農作業道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利舗装 L=200m <p>農用地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土 V=1,800m³ <p>営農環境整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水路 L=210m ・防風ネット L=740m <p>品質向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹棚 A=0.7ha ・灌水施設 A=0.7ha ・反射シート A=0.25ha 		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1)位置づけ	<p>【農業振興地域整備計画】</p> <p>佐賀県総合計画 2019 や佐賀県「食」と「農」の振興計画 2019 の「稼げる農業の確立」に位置付けられており、吉野ヶ里町の「第2次吉野ヶ里町総合計画」にも位置付けられている。</p> <p style="text-align: right;">(20/20)</p> <p>【園芸作物の作付け拡大】</p> <p>ブドウやミカンの作付面積が、現況 0ha が 0.72ha に増える見込みである。</p> <p style="text-align: right;">(10/10)</p> <p>【農業生産性の向上】</p> <p>総事業費 100,000 千円に対し、事業完了後 15 年間で農業生産額は (20,280 千円×12 年※未収益期間 3 年間) 243, 363 千円となり、農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。</p> <p style="text-align: right;">(20/20)</p>				A (100 点)

	<p>【担い手の確保】 農業法人が営農する計画となっており、将来的な担い手の確保ができて いる。 (20/20)</p> <p>【農地の集約・集積】 全ての農地(地権者3名)を、農業法人に集約する計画となっている。 (10/10)</p> <p>【産地指定作物(野菜、果樹)の導入】 果樹産地構造改革計画の対象産地であり、指定を受けているミカンを導入 する計画となっている。 (10/10)</p> <p>【産地としての集团的取り組み】 新規園芸作物の導入に向け、吉野ヶ里町や振興センターと協議し、導入 作物を決定している。 (10/10)</p> <p>上記評価の結果、評価点数は 100/100 となり、A評価となる。</p>	
(2)必要性・効果	<p>【明確な必要性】 新たな品目導入による規模拡大など法人が目指す農業を実現するため、 園地の嵩上げや果樹棚、灌水施設などの整備が必要。 (40/40)</p> <p>【他の公共事業との連携】 連携が必要な公共事業は実施されていない。 (0/10)</p> <p>【費用対効果(B/C)】 費用対効果は 2.19 であり、1.00 以上である。 (50/50)</p> <p>上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。</p>	A (90 点)
(3)実施環境	<p>【市町及び受益農家の合意形成】 農業法人及び町からの事業申請を受けており、同意は得ている。 (10/10)</p> <p>【受益者の負担能力】 町の負担については同意を得ている。また、農家負担に伴う所得償還率 は 0.05 となっており、0.4 以下のため問題ない。 (10/10)</p>	A (90 点)

<p>【事業推進体制の整備】 法人の規模拡大について町は推進しており、規模拡大先の地権者からも了解を得ている。 (10/10)</p> <p>【維持管理体制の確保】 既存園地の管理は適正に行われており、将来的にも継続して管理が行われる体制が整っている。 (10/20)</p> <p>【営農支援体制の整備】 振興センターや果樹試験場から営農支援を受ける計画となっている。 (10/10)</p> <p>【関係機関との事前調整】 関係機関(文化財)との基本的な協議・調整は完了している。 (10/10)</p> <p>【関係法令・基準との整合】 工法は類似事例の実績に基づいて計画しており、妥当である。 (10/10)</p> <p>【採択要件との適合性】 販売額の向上や農業経営計画の策定など、採択基準の要件にすべて適合している。 (10/10)</p> <p>【経済性・効率性】 土地改良事業積算基準や類似事例の実績単価を基に事業費を適切に算出しており、経済的にも妥当である。 (10/10)</p> <p>上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。</p>		
評価	AAA	条件等
判断	I	特になし
	優先的に実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
・工事実施の際は、使用機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音対策等の環境保全対策を講じる。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
・地区内の道路舗装を行う際は、再生クラッシャーランを活用する等、コスト縮減を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし

※ 特に記述することがあれば記載。

大塚ヶ里地区（神埼郡吉野ヶ里町）

位置図



【整備の必要性】

当地区の農業法人は、イチゴやブルーベリーの観光農園を行っているが、開園時期のみの収益となっている。このため、新たな品目導入による規模拡大など法人が目指す農業を実現するため、基盤整備が必要。



【事業概要】

工期：令和4年度～令和5年度（2ヶ年）

総事業費：100百万円

受益面積：A=0.9 ha

整備内容：農用地の嵩上げ	V=1,800m ³	農作業道	L=200m
排水路設置	L=210m	防風ネット設置	L=740m
果樹棚設置	N=一式	反射シート設置	A=2,500m ²